



福岡県医第 1709 号

平成 24 年 10 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

遠賀町における子ども医療・障害者医療・ひとり親家庭等医療費助成の拡大について

今般、遠賀町より、平成 24 年 10 月 1 日診療分から標記における医療費助成の対象を、別紙の通り拡大する旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 遠賀町内の医療機関につきましては、遠賀町役場より直接通知がなされておりますことを申し添えます。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、遠賀町役場 住民課 国保年金係
(093-293-1234 内線：254)までご照会ください。

記

改定内容：子ども医療・障害者医療・ひとり親家庭等医療制度の対象を拡大する。

小学1年生～小学3年生 入院、入院外：自己負担なし

小学4年生～中学3年生 入院のみ：自己負担なし

改 定 日：平成 24 年 10 月 1 日

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

公 印 省 略

24遠住第1404号

平成24年9月20日

関係各位

遠賀町長 原田 正武

平成24年10月1日からの医療費助成の拡大について（通知）

平素より、当町の福祉医療の円滑な運営にご協力いただき、こころより感謝いたしております。早速ですが、この度、平成24年10月1日より当町の小学1年生から中学3年生までの医療費助成制度を別紙のとおり、拡大いたしますので、ご通知いたします。医療機関の窓口等が煩雑になると思いますが、よろしく願いいたします。なお、本件について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

拡大時期：平成24年10月1日

対象制度：子ども医療、障害者医療、ひとり親家庭等医療

拡大内容：小学1年生～小学3年生 入院、入院外：自己負担なし

小学4年生～中学3年生 入院のみ：自己負担なし

（詳細は別紙をご覧ください）

本件に関する問い合わせ先

遠賀町役場 住民課

国保年金係

電話：293-1234

（内線：254）

各医師会通知



24年10月1日より**小学1年生から中学3年生まで**の助成内容を**拡大**します。

制度名	種別	学年		証の更新、有効期限
		小学1年生～小学3年生	小学4年生～中学3年生	
子ども医療	入院	自己負担なし	自己負担なし	不要。有効期限は小学3年生終了時まで、中学3年生終了時まで。助成内容が変わる小学3年生については、4年生になる前に役場から郵送。
	入院外	自己負担なし	助成なし	
障害者医療	入院	自己負担なし	自己負担なし	不要。原則翌年9月末まで。助成内容が変わる小学3年生、中学3年生には3月末までの証を交付し、有効期限が切れる前に、新しい証を役場から郵送。
	入院外	自己負担なし	1月当たり500円を限度	
ひとり親家庭等医療	入院	自己負担なし	自己負担なし	必要。原則翌年9月末まで。助成内容が変わる小学3年生、中学3年生には3月末までの証を交付し、有効期限が切れる前に、新しい証を役場から郵送(下線部分は手続き不要)。
	入院外	自己負担なし	1月当たり800円を限度	

小学1年生～小学3年生:入院外、入院医療費(保険適用分)ともに全額を助成します。

小学4年生～中学3年生:入院医療費(保険適用分)のみ全額を助成します。

- * 詳しくは、証の「一部自己負担金」の欄をご確認ください。
- * 今回の拡大に合わせて、「障害者医療」、「ひとり親家庭等医療」の受給者の方は「子ども医療」の資格を喪失します。したがって、「子ども医療」は、「障害者医療」、「ひとり親家庭等医療」の受給者以外の子どものみに限ります。